

新西部工場（仮称）整備事業 入札説明書等に関する質問及び意見（第2回）に対する回答

No	資料名	議題	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
1	入札説明書	閲覧等資料リスト新西部工場(仮称)管理棟改修工事(計画図面)		別紙			新工場から管理棟へのインフラ供給にあたり、現工場から供給されているケーブル類の撤去は「管理棟改修工事所掌」にて行うものと考え、本工事では管理棟改修工事で整備された分電盤に対してケーブルを敷設するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	入札説明書	閲覧等資料リスト新西部工場(仮称)管理棟改修工事(計画図面)		別紙			新工場から管理棟へのインフラ供給にあたり、現工場から供給されている給水・給湯配管については、現工場からの配管撤去及び2F天井内でのバルブ止めは管理棟改修工事所掌とし、そのバルブへの配管接続を本工事と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	閲覧等資料リスト西部清掃工場地質調査委託 報告書		別紙			官民対話の実施結果No.2の回答に添付の工事記録写真では、発破作業に必要なクローラードリル機があり、発破を用いた掘削が行われたことを確認できましたが、実施報告書等が無いため、具体的な岩盤の硬さの推定が困難と考えています。 建設予定地周辺の住宅地を考慮すると、発破による掘削が現実的でないため、事業者にて新たな地質調査を実施し、リッパ掘削が難しい硬岩と判明した場合は、その費用・工期を含め協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	「添付資料No.4 地質ボーリング調査結果」をはじめとする既往の地質調査結果等を参考に、掘削に必要な費用・工期を各事業者にて想定し計画をお願いします。

No	資料名	議題	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
4	要求水準書	事業用地	4	第1章 第1節	7		ご提供頂いているCAD図にて事業用地内で計画を行っていますが、一部不明瞭なため、既存の可燃ごみ車両通行車線を確保した上で必要な部分を事業計画地と考えてよろしいでしょうか。 また、実施測量後に事業用地、仮設動線等について再提案可能と理解してよろしいでしょうか。	新工場建設用地については、添付資料No.3で示す範囲を原則とします。ただし、現西部工場の運営及び利用者の安全に支障がないと判断された場合に限り、新工場建設用地外を利用することを認めます。 実施測量後の再提案については、可とします。
5	要求水準書	インフラ条件	4	第1章 第1節	8	(6) (3)	燃料について、「原則として都市ガス(中圧B)とし、引き込みを行うこと。なお、引込工事に係る費用については建設事業者の負担とする。」と記載がありますが、貴施設近傍の既存の中圧B本管の供給量に余裕がなく、中圧A等の上流本管から引き込むことになった場合の建設事業者負担分についてご教示願います。	都市ガスの供給量について、現時点で、現在敷設されている中圧B本管から、新たに2,700m³/h程度供給可能であるとガス事業者から聞いております。 それを超える供給量となった場合に発生する上流本管からの引き込み工事の費用は、事業者負担とします。
6	要求水準書	試運転	28	第2章 第5節	1	(3)	市の負担として、「運転指導期間中に本施設に配置される市職員の人件費(市委託者を含む)。」とされていますが、運転期間中の人員体制をご教示頂けないでしょうか。	事業者から提出される運転体制等の提案を考慮して、今後決定します。運転指導期間を含む試運転期間は、建設事業者で運転できる体制で計画してください。
7	要求水準書	試運転	28	第2章 第5節	1	(3)	「試運転は、建設事業者が行うものとする。」と記載がありますが、試運転期間中の新西部工場における計量業務およびプラットホーム監視、誘導を含む搬入管理業務については、建設事業者による運転指導を完了したうえで市様によって行われると理解してよろしいでしょうか。	計量業務およびプラットホーム監視・誘導業務については、事業者からの指導完了後、市職員(市委託者を含む)が行うことを想定しております。

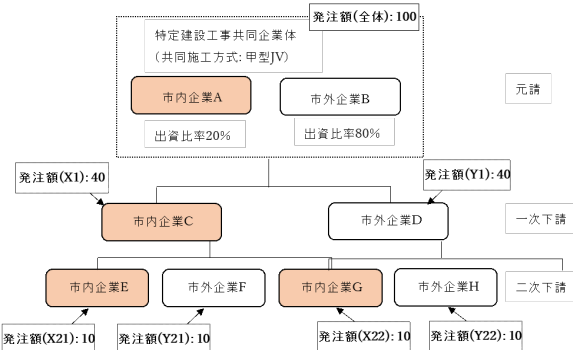
No	資料名	議題	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
8	要求水準書	運転指導	28	第2章 第5節	4		「運転業務受託者の職員に対して、施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取扱い(点検業務含む)について、十分な教育と指導を行うこと。」と記載がありますが、運転指導期間中は運転業務受託者が主導で運転を行い、建設事業者はその運転を助勢しながら教育と指導を行うものと考えてよろしいでしょうか。 また、機器の運転や点検業務をより理解いただくには、受電後の単体機器調整から教育を開始させていただく方が有効ですので、受電日から運転業務受託者の職員を施設に配置していただくことは可能でしょうか。	運転指導期間を含む試運転期間の運転は、建設事業者が主導で行うこととし、その中で市職員(市委託者を含む)に十分な教育と指導を行ってください。 後段については、ご意見として承ります。
9	要求水準書	(3)変更設計図書に関する業務	52	第2章 第11節	3	(3)	「本工事について変更が生じた際は、市と協議のうえ、変更に伴う資料作成等の業務を行うこと。」と記載がありますが、「変更に伴う資料作成等の業務」は具体的にどのような業務かご教示願います。 仮に当業務が変更設計図書作成を含む場合は、当該作成業務は設計業務を行う構成員が行うものと理解してよろしいでしょうか。	工事監理の観点から、変更が必要と判断された内容について、市への報告資料や説明資料等の作成を想定しています。 変更設計図書作成の実務を設計を行う構成員が行うことは可としますが、その書類の確認等は工事監理の業務として行ってください。

No	資料名	議題	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
10	要求水準書	現計量棟解体工事	65	第3章 第2節	1	(5) 2) ③	第1回質問回答No.88で「市が西部工場内に設置する自己搬入事前受付システムの事前受付端末内にデータ受渡用のフォルダを用意し、そのフォルダへのアクセス権があるアカウントを事業者に使いただきます。」とありますが、取合い点(HUB等)の設置場所を御教示願います。 また、この設置場所は仮設計量機においても同一場所に設置されると理解してよろしいでしょうか。	本設時における取合い点については、新工場稼働開始時まで管理棟に設置することを想定しております。現状は、現工場2階の電算機室のHUBが取合い点となっております。 仮設時における取合い点については、仮設計量設備の計画等を考慮して決定します。
11	要求水準書	ダンピングボックスの容量について	68	第3章 第2節	5		ダンピングボックス(可燃ごみ用)について、「自己搬入者による安全な投入と搬入不適物のチェックへの活用」を想定されている一方、特記事項に「搬入車両からダンプ可能な構造」とあります。 最大車両となる10tダンプ車からの投入を想定した場合、ダンピングボックス容量が非常に大きく、深くなります。 大型ダンプ車によるダンピングボックス投入は無いものと考え、自己搬入者や不適物チェック時の安全を最優先とした深さで計画してもよろしいでしょうか。	10tダンプ車により搬入する場合は、夜間のパッカー車の搬入時の取扱いに準じて、計画してください。
12	要求水準書	ダンピングボックスの容量について	68	第3章 第2節	5		ダンピングボックス(粗大ごみ用)は、「自己搬入者による安全な投入と搬入不適物のチェックへの活用」を想定されていますが、可燃性粗大ごみ処理対象物が長辺寸法2m以上となるため、それらがダンピングボックスに完全に収まる高さを考慮すると、ダンピングボックス容量が非常に大きく、深くなります。 大型粗大ごみのダンピングボックス投入は無いものと考え、自己搬入者や不適物チェック時の安全を最優先とした深さで計画してもよろしいでしょうか。	ダンピングボックスについては最低限、長辺寸法が2mの粗大ごみを受入可能とし、安全性を考慮したうえで計画してください。 なお、要求水準書P73の可燃性粗大ごみ処理装置(破碎設備)の処理対象物について、誤解を招く恐れのある表現となっていたことから、修正します。

No	資料名	議題	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
13	要求水準書	電気設備	117	第3章 第11節	1		既存工場の敷地入口部に電気自動車の充電設備が設置されており、現状既存工場から給電されているものと考えておりますが、本事業においてはこちらの充電設備への給電は更新不要と考えてよいでしょうか。 ↓ 貴市HPのURL https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/j-suishin/hp/shiyuushisetujuudennsetubisuishinn_202311.html	ご理解のとおりです。 なお、本充電設備については、西部3Rステーションから電源を供給しており、新工場から西部3Rステーションへの高圧ケーブルの敷設が本事業の範囲となります。
14	要求水準書	盤の構造	124	第3章 第11節	11	(1)	入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.150にて「原案の通りとします。」と回答いただきましたが、SS400は建築物などの構造材として用いられることが多い一方で、盤の構造・板金材としては一般的に使用されていないため、盤製作メーカによっては対応困難となります。 一方、SPHCまたはSPCC(T)は、構造材としての強度についてはSS400と比べて若干の差異はあるものの、盤の構造・板金材としては必要な強度・性能を有し、かつ十分な実績があり、加工性・流通性にも優れていることから、配電盤や制御盤等の筐体材として広く使用されている鋼材となります。 要求水準書P26の共通事項において、「使用材料及び機器は、極力汎用性を持たせること」とのご指示もあることから、屋内盤についてはSPHCまたはSPCC(T)を採用してもよろしいでしょうか。	屋内盤については、必要な構造強度が確保されると判断できる場合は、SPHCまたはSPCC(T)を採用することを認めます。
15	要求水準書	各室計画	149	第4章 第2節	5	(5)	2)電気室③に「～フリーアクセスフロアとし、～ケーブル等の配線及び保守点検が余裕を持って行える十分な有効空間を確保すること。」とありますが、十分な有効空間とは、既存施設にあるような配線処理室が求められているものではないと理解してよろしいでしょうか。	配線処理室に限りませんが、将来の機器・配線の更新や保守作業の効率性を十分に考慮し、それに対応可能な有効空間が確保できる計画としてください。

No	資料名	議題	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
16	要求水準書	外構工事	157	第4章 第3節	2		貴市にて別途整備する東側道路を活用して工事車両を通行させる際に現西部工場の外構構造物と干渉する恐れがある場合、現西部工場の機能に影響を与えないことを前提に貴市との協議の上で一部の外構構造物の撤去・整備を行ってもよろしいでしょうか。	市(施設管理者を含む)と建設事業者とで協議のうえ、現西部工場の運営及び利用者の安全に支障がないと判断された場合、事業者の負担で実施することは可とします。
17	要求水準書	地下部等解体撤去工事	169	第5章 第1節			「残置されている構造物・埋設配管等を原則として全て解体撤去するものである」とありますが、特に旧福寿園の残置杭については腐食が進み、撤去時に折れる可能性があります。 資源化センターの杭も含め、新設建物に干渉しない場合は残置としてよろしいでしょうか。	「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース(令和3年7月2日開催)を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について(通知)」第3③より、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置することは可としますが、老朽化を理由に存置することは不可とします。新設建物に干渉しない場合の取り扱いについては、No.27を参照してください。
18	要求水準書	仮設計量設備	178	第6章 第1節	1		仮設計量設備の設置に際し、「現工場のごみ処理の継続に支障がないよう」にするため、現工場の計量設備、とりわけ計量システム機器については、可能な限り流用・移設したうえで継続使用することが望ましいと考えます。 そのため、現工場の計量設備のうち、計量棟や電算機室、貴市事務室等にある計量データ端末や通信設備については、貴市との協議の上、継続して使用可能であると判断された場合には、設備の流用もしくは仮設計量棟へ移設・継続使用することを了承いただけないでしょうか。	全炉停止期間中も夜間搬入は継続するため、現工場へのごみ搬入が長期間停止することがないことを前提に、仮設計量は、流用・移設も可とします。
19	要求水準書	現地調査	180	第7章 第1節	1		万が一汚染物質が存在した場合の早期発見及び早期の詳細設計着手を目的に、土壌汚染調査等を資源化センター地上部解体工事中(令和8年度・事業者工事着手前)に行いたいと考えておりますが、お認めいただけますでしょうか。	解体工事に支障のない範囲で実施可能です。

No	資料名	議題	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
20	要求水準書	添付資料No.3建設用地図					建設用地図において、建設用地外周部は構内通路外周部のガードレールの内側を示されています。ガードレールを保存できる場合は、ガードレール基礎内側からが本工事エリアと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書	添付資料No.3建設用地図					北側構内通路南側が傾斜地となっておりますが、建設用地範囲外として扱われているため、擁壁や法面補強は本工事範囲外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、擁壁や法面補強が必要となるような負荷が生じる計画となる場合は本工事において対応してください。
22	落札者決定基準	地域経済への貢献	7	別紙	1		事業者選定中に発注内容及び発注の確約が出来ない段階で、入札参加者が「関心表明書」を市内企業から取得することは問題ないでしょうか。	問題ありません。
23	落札者決定基準	地域経済への貢献	7	別紙	1		公平性の観点をふまえ、地元発注の対象となる企業について、確認させてください。 ①地元発注予定に計上する目的で地元企業を新たに設立し、その地元企業が受注した業務の全部または一部を他の企業に委託する場合は、地元発注予定として計上できないとの理解でよろしいでしょうか。 ②業務実態のない企業への発注や、企業の履行能力に対して著しくかけ離れた発注など、発注金額・項目の嵩増しだけを目的とした発注については、地元発注予定として計上できないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	議題	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
24	様式集	地域経済への貢献	様式6-3				「官民対話の実施結果 No.24」に関して、下図のような発注金額構成となる場合、市内企業への発注金額は以下のとおり計上するとの理解でよろしいでしょうか。 ①受注予定額から一次下請金額を除いて、市内企業Aの甲型JVに対する出資比率分の計上 貢献金額＝(甲型JVの受注予定額－一次下請金額[X1+Y1])×市内企業Aの出資比率 ＝(100－(40＋40))×0.2＝4 ②一次下請金額のうち、市内企業への発注予定金額の総額 貢献金額＝市内企業C受注予定額X1－二次下請金額[X21+Y21]＋市内企業E受注予定額X21＋市内企業G受注予定額X22 ＝40－(10＋10)＋10＋10＝40 また、地場産品の発注予定金額は工事契約に係る貢献金額とは別に計上し、市内企業(協同組合や商社を含む)へ発注を見込んでいる物品・用役等の金額(生コン、試運転用役、建築資材、等の発注金額)を計上するとの理解でよろしいでしょうか。 	ご理解のとおりです。

No	資料名	議題	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
25	設計・施工一括契約書(案)(令和7年7月14日修正)	第3条、第4条 契約の保証	3、4	-	-	-	契約の保証に関して、発注者が金銭的保証もしくは役務的保証を指定できることとなっておりますが、それらの保証金額にはかなりの乖離があることから、どちらを想定されておられるかご教示願います。	金銭的保証を想定しております。設計・施工一括契約書(案)を修正します。
26	官民対話の実施結果	既設共同溝					官民対話の実施結果No1・3の確認事項にて「共同溝に限らず、既設の構造物等を使用する場合は、新工場稼働後30年以上使用することを想定して劣化状況の調査及び補修や、消防等の関係機関と協議を行ったうえで必要な安全管理対策等を実施してください」との回答ですが、非破壊検査等にて劣化状況を調査しなければ補修の要否が分かりません。調査後にその費用・工期を含め協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書において、既設の共同溝の使用を条件とはしていません。したがって、事業者の希望により、既設共同溝を使用する場合は、長期使用(30年以上)を前提に、劣化状況の調査および必要な補修、安全管理対策を実施いただくことが前提となります。 そのため、費用は事業者負担とし、事業期間内で工事を完了してください。
27	官民対話の実施結果	地中障害物					官民対話の実施結果No.15の確認事項にて「山留・アースアンカー・法面保護モルタルについては別途協議を行う大規模な工作物等に該当しないと考えており、数量については、各事業者にて想定し、提案してください」との回答ですが、新設建物に干渉しない場合は残置としてよろしいでしょうか。	本事業の掘削範囲内にあるものは原則撤去とします。 なお、掘削予定の深度より深い位置に既存杭等の構造物があることが確認された場合、「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース(令和3年7月2日開催)を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について(通知)」に従い、対応してください。 上記以外のものについては、存置可とします。
28	その他	景観					景観に関する環境影響評価における建物の高さ寸法について、環境への影響度合いは予測地点から建物の最高点までの仰角を指標として評価されていることから、煙突および工場棟建屋部の高さは各々80m、42mを上限として計画する必要があると考えてよろしいでしょうか。	煙突の高さは、計画段階環境影響評価配慮書の検討結果に基づき、原則80mとして計画してください。 工場棟建屋部の高さは、原則42mを上限として計画してください。ただし、避雷針等景観に与える影響が軽微なものや、別途モニタージュ写真等により見え方検討比較を行ったうえで、景観に与える影響が配慮書の検討結果と比較して小さいことが確認された場合はこの限りではありません。